

直監第317-1号  
令和5年12月8日

直方市監査委員 大場亨  
直方市監査委員 中西省三

### 定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

#### 記

#### 1. 監査の対象 産業建設部 建築管理課

① 監査の期間 令和5年11月 1日から  
令和5年11月 30日まで

② 日程及び実施場所  
●概要聴取 令和5年10月23日（監査委員事務局）  
●備品検査 令和5年11月16日（建築管理課執務室）  
●監査講評 令和5年12月8日（監査委員事務局）

#### 2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和5年度（令和5年9月末日現在）における建築管理課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

#### 3. 監査の着眼点

- ① 前回の指摘・注意助言事項の検討・改善が行われているか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ④ 事務事業の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

- ⑤ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑥ 業務に潜在するリスク管理（チェック体制）の整理は適切に行われているか。  
また、その体制は有効に運用されているか。
- ⑦ 各種の契約が、契約の公平性、透明性を確保しているか。
- ⑧ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑨ 公金収納が、財務規則に則り適正に処理されているか。
- ⑩ 物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑪ 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
- ⑫ 事務処理等のチェック体制は適正に行われているか。
- ⑬ その他特に必要な事項

#### 4. 監査の結果

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
文書事務について	市営住宅修繕工事の検査報告に関する承認の文書で、文書番号が付されていない文書が多数見受けられた。	<b>直方市文書規程第8条</b> 文書には、課又は係ごとに次の各号により、文書管理システムを用いて文書記号及び文書番号を付さなければならない。ただし、通知書、案内書その他これらに類する文書のうち軽易なもの及び申請書、届出書その他これらに類するものであって1件ごとの收受登録になじまないものについては、この限りでない。	文書管理事務マニュアルにも文書番号は「必須」とされている。工事の検査報告に関する文書は「軽易なもの」には該当しないため、文書番号を付す必要がある。今後、規定に沿った事務処理をされたい。

所有する備品については、備品票の備品番号がかかれているもの、備品票を用いずに備品番号が記載されているものが数点見受けられたが、概ね適正に管理されていた。

金券類等受払簿に記載されている切手・収入印紙については、保管についても適切に管理されていた。

コピー用紙の供給量においては、ペーパーレス化の取組はされているものの、一昨年度より徐々に減少している程度にとどまっている。

また、補助金等の文書事務において、関係部署に照会を行っているが個々の補助金の起案から決定までの関連付けを行っていないため、一連の事績としてわかりにくいもの、電子化できない紙文書を添付する場合に「当該紙文書の名称」が記載されていない文書が多数見受けられた。文書管理事務マニュアルを参考に注意・助言等の内容を確認し適正な事務処理を望むものである。